

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 神戸市東灘福祉事務所長

審査請求人が、平成29年10月19日付けで提起した処分庁による生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成22年3月から同年8月まで毎月15万円の生活福祉資金の貸し付けを受けていた。
- 2 審査請求人は、平成22年9月7日から、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受けている。
- 3 処分庁は、審査請求人について、年金受給資格期間短縮に伴い新たに年金受給権が発生し、平成29年9月分から年金が支給されることを確認し、保護の変更の理由を「[REDACTED]さんの収入認定変更による」とし、平成29年11月1日を適用日として、審査請求人の保護費を変更することを同年10月17日に決定し、同日付け神東保保シ第17576号で審査請求人に通知した（以下「本件処分」という。）。
- 4 審査請求人は、平成29年10月19日、審査庁（兵庫県知事）に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

平成21年8月に心房細動、心不全、胆嚢炎で入院し、平成22年2月に生活福祉資金



を借り入れた。

企業年金、老齢年金で生活福祉資金借入分の返済をしたいが、企業年金は生活保護開始当初から全額収入認定されており、このたび受給できるようになった老齢年金についても平成29年11月1日から全額収入認定するとの通知があり、全額を収入認定することは不当である。生活福祉資金の返済に当てるため、2年間、収入認定をしないよう本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

扶助費の算定にあたっては、国が示した基準を用いており、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること」とされていることから、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しない。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するものであるところ（法第1条）、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされており（法第4条第1項）、そして、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる」ものとされている（同条第2項）。

法第4条は、生活保護制度における基本的な原理の一つである保護の補足性について定めた規定であり、法第5条においても、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」とされている。

(2) 法による保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」ものとされており（法第8条第1項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされ（同条第2項）、同条第1項に規定する基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。本件処分時の最終改正：平成29年3月31日厚生労働省告示162号。以下「保護の基準」という。）によって定められている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活水準は、保護の基準によって算定される最低生活費の認定によって具体化されるものであり、保護の要否及び程度は、保護の基準によって算定された需要と要保護者世帯の収入とを比較し、その収入で充足することのできない不足分について決定されることを定めているものである。



- (3) 「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認める時は、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」とこととされている。(法第25条第2項)。
- (4) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり(法第84条の5、別表第3)、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。最終改正:平成29年3月31日付け厚生労働省発社援0331第2号。以下「次官通知」という。)、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正:平成29年3月31日付け社援発0331第4号。以下「局長通知」という。)及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正:平成29年3月31日付け社援保発0331第10号。)が定められており、法第25条第2項に基づく保護の変更に係る事務も、これらの通知によるものとされている。
- (5) 収入額の認定の原則として、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適當とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること」とされている(次官通知第8-2)。
- そして、就労に伴う収入以外の収入のうち、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」とされ(次官通知第8-3-(2)一アー(ア))、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とされている(局長通知第8-1-(4)一ア)。
- (6) 年金受給資格期間短縮により新たに年金受給権が発生する者のうち、年金が決定した者の年金決定情報は、日本年金機構から、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由して、各市区町村の国民年金担当部局に提供されることから、生活保護担当部局が国民年金担当部局に照会し、次の算式により初回の年金支払額を算出し、保護費に反映することとされている(「年金受給資格期間短縮に伴い新たに年金受給権が発生する者の年金決定情報の提供と保護費への反映について」(平成29年9月5日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡))。

「年金額(年額)」÷12(月) × 「支払月数」(円未満切捨)

また、初回の年金支払における支払月数が1か月及び2か月の場合、局長通知第8の1の(4)のアにより、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとなるが、情報提供が10月の保護費算定に間に合わない場合は、局長通知第10の2の(8)により、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定

を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以降の収入充当額として計上する」とし、具体的には初回年金支払月の翌月の保護費の算定において収入認定することとされている。

さらに、留意事項として、「極まれに、日本年金機構からの年金決定情報の提供後に、年金の支給停止等の諸変更が行われることがあり、その場合は、年金決定情報の年金額（年額）から算定される額と実際の振込額が異なる可能性がありますので、年金決定情報に基づいて収入認定する場合も、事後的に被保護者から年金額振込み通知書の提出を受けて、収入認定額を確認してください」とされている。

(7) 法第63条に基づく費用返還については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、以下「費用返還通知」という。）において定められている。この通知では、「(1) 返還対象額について」において法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該費保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」としつつ、「(2) 遷及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」において、「年金を遷及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性と考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遷及して受給した年金収入については、次のように取り扱うこと。(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遷及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと(イ) 原則として遷及受給した年金収入は全額返還対象とした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。(ウ) 略」とされている。

(8) 必要経費の控除として、次官通知第8の3の(5)のウでは、「他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金」とされており、局長通知第8の4の(3)では、「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行われることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入((略)住宅資金、転宅資金(略)のための貸付金については、当該世帯の全収入)から控除して認定すること」とされている。

2 本件処分について

(1) 審査請求人は、年金収入を生活福祉資金借入金の償還に当てたい旨主張している。これに対し処分庁は、国が示した処理基準どおりに保護変更決定したものであり、違



法・不当な点はない旨主張している。

- (2) 1 (7) のとおり、確かに費用返還通知においては、年金収入から自立更生費等を控除することについては厳格に取り扱うこととされている一方、必要経費の控除については1 (8) のとおりとされている。処分庁から提出のあったケース記録によると、「総合支援資金を活用し22年3月現居を確保」との記載があり、審査請求人は住宅資金のために生活福祉資金を利用したことを処分庁としても把握していたものと認められることから、処分庁は償還が現実に行われていることを確認したうえで、年金収入も含めた審査請求人世帯の全収入から控除して認定する必要がある。なお、処分庁からは、審査請求人が現実に償還していたかを確認した旨の資料は提出されていない。
- (3) 以上により、本件審査請求に係る生活福祉資金の償還分のうち、少なくとも住宅費に係る部分については、償還が現実に行われていることを確認したうえで控除すべきものであり、審査請求人の年金収入全額を収入認定した処分庁の判断には、誤りがあったと言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件処分には瑕疵があり、取り消されるべきであることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年3月13日

兵庫県知事

井戸 敏子

